# テレビ診察室

令和元年 5月19日(日) 放送分

~ 在宅医療における薬剤師の役割 ~

一般社団法人 青森県薬剤師会 常務理事 伊藤 博次

## 薬剤師の役割は 「調剤」だけではありません!

処方箋による調剤は薬剤師の重要な業務の1つですが、 それだけではありません。

日常の健康や介護など、なんでも気軽に相談できる薬と健康の専門家です。

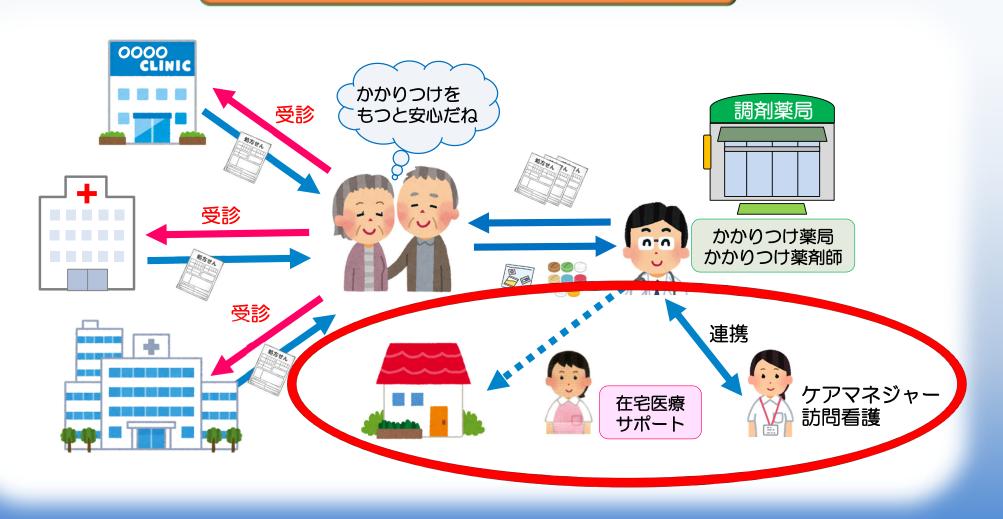
地域の中で、様々な業種と連携し、あなたの健康を支えます!

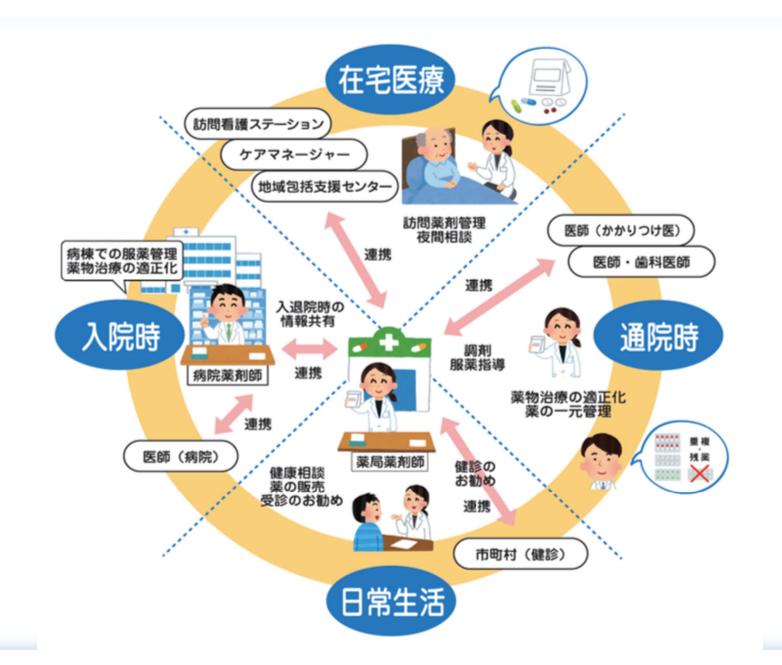


在宅医療における薬剤師の役割



## 薬局・薬剤師の役割





## 在宅訪問藥剤管理





## 在宅訪問薬剤管理とは

病状が重い、歩行が困難又は認知症が進んでいるなど 通院が困難なため在宅で療養を行っている患者さんの中で、

- ①薬の整理ができない
- ②薬が飲みづらい又は飲んでくれない
- ③飲み忘れが頻繁
- ④何に効く薬かわからない



などでお困りの患者さんの居宅を薬剤師が訪問して薬学的管理 及び指導を行う業務を**訪問薬剤管理指導**業務といいます。 医師、訪問看護師、介護ヘルパー、ケアマネジャーと情報を共有 し、チームで患者さんの支援に取り組みます。もちろん医療保険 又は介護保険の給付対象となります。

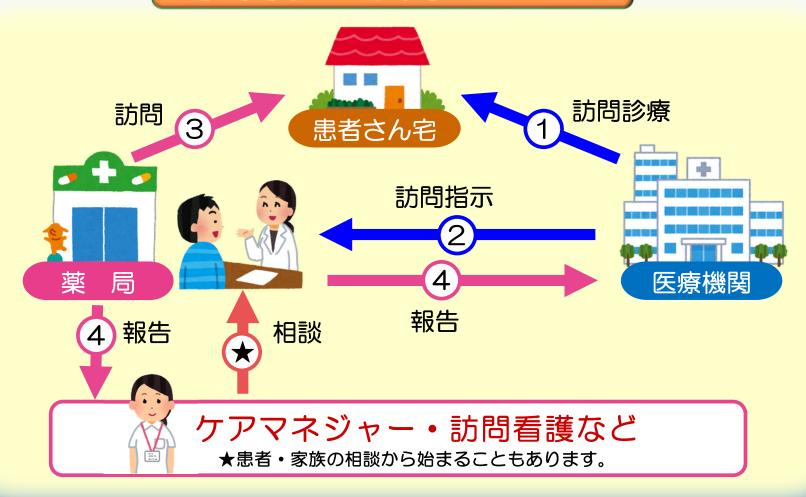


薬の整理が できない

飲み忘れて しまう これ何の薬 だっけ?

薬が余って いる

# 薬剤師訪問の流れ



#### 在宅医療・介護関係者の皆様

平成29年度「薬剤師による訪問服薬支援体制強化事業

# おためし訪問

を利用してみませんか??

事業実施期間:平成29年7月~12月



お薬の管理などお困りの患者さまがいらっしゃいましたら お薬の袋に記載の薬剤師・薬局にご紹介下さい

- 本事業の詳細につきましては裏面のフローチャートをご覧ください。
- 本事業の実施期間は平成29年7月~12月です。
- 本事業による訪問は、医療保険・介護保険の枠外で実施しますので、訪問に関する 患者様の自己負担はありません



#### 平成29年度「薬剤師による訪問服薬支援体制強化事業」 **「薬剤師のおためし訪問」**事業フローチャート

- すでに薬剤師が訪問を実施している患者さまは、本事業の対象外となりますのでご了承ください。 ※対象患者さまの紹介方法は、下記のABのどちらでも可
  - ②在宅医療関係者より薬局あて対象患者紹介
    ③薬局から対象患者の紹介を在宅医療関係者へ依頼
- 本事業(薬剤師・薬局による「おためし訪問」の実施)の実施期間は平成29年7月~12月です。
- 本事業で使用する様式などは薬局(薬剤師)より入手していただくか、青森県薬剤師会ホームページ にも掲載いたします。

事業実施前の 事前準備



「薬剤師のおためし訪問」を提案説明

薬剤師が訪問する事への同意 (同意書(様式1-2)への記名押印)



ケアマネジャー・訪問者護師等



訪問前に、患者宅へ訪問する旨を電話で連絡し同意を得た後、 「様式3「薬剤師のおためし訪問」に関する連絡票」をFAXする。

患者宅を訪問した都度「様式4「薬剤師のおためし訪問」実施 報告書を作成・提出する。

「様式1-1「薬剤師のおためし訪問」実施依頼書」

する (様式1-2は薬局でコピーし原本は返却)



「様式1-2「薬剤師のおためし訪問」実施同意書」(コピー)を提出

訪問終了後、紹介者(訪問看護師・ケアマネジャー等)は「様式6 「薬剤師のおためし訪問」実施評価表」を提出する

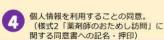
可能であれば主治医に 連絡。承諾をもらう

薬局

患者宅を訪問した都度「様式4「薬剤師のおためし訪問」実施 報告書を作成・提出する。



訪問看護師等



薬局(薬剤師)と紹介者(訪問看護師・ケアマネジャー 等)が連携して訪問・説明(同意書等)・患者支援を実

※可能な限り、訪問看護師・ケアマネジャー等が同行し 訪問することが望ましい

個人情報を番号化し、報告書を提出する 地域薬剤師会及び県薬支部

訪問看護師・ケアマネ ジャー等と薬局・薬剤 師との連携に際しての、 相談窓口(連絡先・担 当者)を設置します。

上記「訪問前の事前準備」

個人情報を番号化し、報告書を提出する。

青森県薬剤師会



爲 - 般青森県薬剤師会 青森市浪打-丁目16番17号 電話:017-742-8821 Fax:743-4452

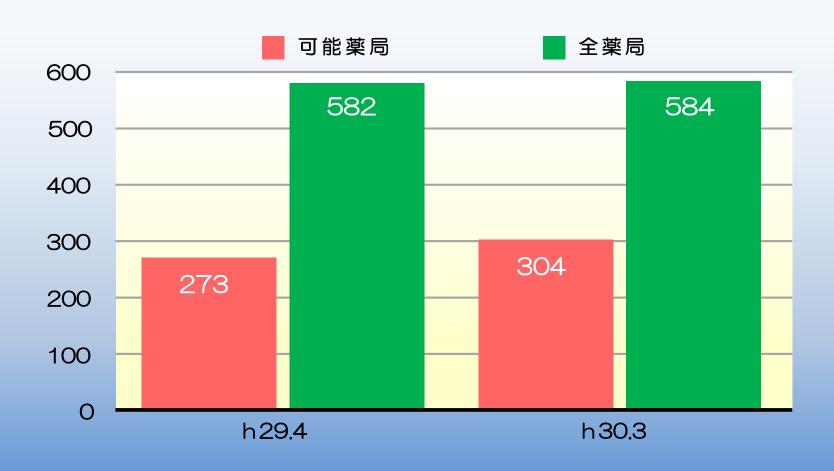
# 成 果

- ○本事業を通して他職種より合計113名のおためし訪問の要請を受けた。 在宅医療に関係する様々な職種に対し、薬剤師が在宅訪問を行えること を広くPRできたと考えられる。
- ●実際に訪問に至った109名に、436回の訪問を実施した。薬剤師の在宅 訪問のニーズが存在することが確認できた。
- 訪問の結果、患者の服薬状況、管理状況、残薬に大きな改善がみられ、 薬剤師との連携に対し84%を超える他職種の方が有用であると評価した。
- この事業を通して他職種との顔の見える関係を構築する上で、大きな役割を果たすことができた。

## 薬剤師による訪問服薬支援体制強化事業

- 1. 在宅医療支援センター薬局事業 (平成25年度から3カ年 青森県事業)
  - 2次医療圏ごとにセンター薬局を設置し、在宅訪問の依頼に対応する 体制を整備する。
- 2. 薬剤師のおためし訪問事業他2事業 (平成29年度 青森県事業)
  - 在宅医療を行っており薬学的管理に問題のある方に対し、他職種から お声がけをしていただき、薬剤師が一度訪問し問題点を整理・解決し 適切な服薬支援を行う。

### 青森県薬剤師会HP掲載在宅訪問薬剤管理実施可能薬局









#### 薬のプロ、薬剤師が訪問を行います!

薬剤師が行う訪問サービスは、2種類あります

- 介護保険による「居宅療養管理指導」
- 医療保険による「在宅患者訪問薬剤管理指導」・・・という制度です。 ※この制度は、医師、歯科医師、看護師、ヘルパー、訪問リハ等による「在宅訪問」と同じ制度です。 ※薬剤師の居宅療養管理指導は介護給付限度額には含まれません。



#### 主治医

- ・診察・処方せん発行
- ·訪問指示
- 診察後に処方せん交付。
- 医師が、薬剤師による訪問が必要だと判断した場合、訪問指示(処方せん記載等)が出ます。
- ※ケアマネジャー、薬剤師等が必要と判断した場合 も医師に相談することで訪問が可能になります



訪問

の流れ

#### 薬局

- ・薬の調剤 ・医療材料等の 準備
- ・ 処方せんに基づいて調剤を実施し、その薬を持っ て患者宅を訪問します
- ※薬に関する質問、介護保険制度などの相談、医療 材料、介護用品などの相談にも応じています。



### 訪問

- ・薬の飲み方 管理方法、 副作用の チェック等
- 患者宅を訪問して薬の説明をし、効果や副作用、 飲み合わせなどをチェックします。
- 必要に応じて薬の変更を医師に依頼したり、飲み やすく加工したりします。
- ※必ず患者の同意を得てから訪問を開始します。



#### 報告

- ・診察 ・処方せん発行
- ・処方せん発行・訪問指示
- 訪問後は、医師、ケアマネジャーに訪問の結果を 報告します。
- ※ 看護師やヘルパーなど関係職種の方々とも連携を 図り、患者(家族)を支援します。

私たち薬剤師は、地域の医療・介護に関わる方々と連携をとりながら、ご自宅で療養されている方を訪問し、生活の質の向上を目指して、服薬管理など様々な支援を行っています。 どうぞ、お気軽にご相談ください。



#### **一般 青森県薬剤師会**

〒030-0961 青森市浪打一丁目16番17号 電話:017-742-8821 Fax:743-4452 http://www.aoyaku.or.jp/index.html